

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 抠 条 項：第14条第1項

処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：別紙2のとおり。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 抠 条 項：第15条第2項第2号

処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：別紙2のとおり。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）

備 考：